

特に居住の安定を図る必要がある方

(優遇措置対象項目：抽選の際、当選率の引き上げとなる方)

区 分	要 件
高 齢 者 等	<p>[入居の方が60才以上] 次のいずれかに該当する世帯構成（内縁関係にある配偶者を含む）</p> <p>① すべての同居者が60才以上又は18才未満 ② 配偶者のみ ③ 配偶者と18才未満 ④ 同居者がいない（単身者）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>[入居の方が60才未満] 次のいずれかに該当する世帯構成（内縁関係にある配偶者を含む）</p> <p>① 60才以上の配偶者のみ ② 60才以上の配偶者と18才未満</p>
海外引揚者	海外からの引揚者で、日本に帰国してから5年を経過していない方
障がい者等	次のいずれかの認定等級に該当する手帳等の所持者がいる世帯 (1) 身体障がい者手帳（1級から4級） (2) 精神障がい者保健福祉手帳（1級又は2級） (3) 療育手帳（A判定又はB判定） (4) 戦傷病者手帳（特別項症第6項症まで、又は第1款症）
母子・父子世帯	入居者が寡婦(夫)で、同居者に扶養している20未満の子供がいる世帯
子育て世帯	中学校就学前の子供が同居する世帯
大家族世帯	次のいずれかに該当する世帯 (1) 5人以上の世帯 (2) 4人世帯で18才未満の子が3名いる世帯
DV被害者	次のいずれかに該当する方（いずれも保護中の者を含む。） (1) 配偶者暴力防止等による一時保護又は保護が終了した日から5年以内 (2) 配偶者暴力防止等にもとづく裁判所の退去命令又は接近禁止命令が出されて5年以内 (3) 児童福祉法にもとづく母子生活支援施設での保護が終了してから5年以内
犯罪被害者	犯罪行為によって被害のあった日から5年以内の方で、次のいずれかに該当する方のいる世帯 (1) 犯罪の影響により収入が著しく減少し、現に居住し続けることが困難になった方 (2) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難になった方
新婚世帯※	入居者及び配偶者の年齢が合計70才以下であり、かつ、婚姻の届出の日から2年以内の方
転入世帯	現に居住している市町村以外に所在する道営住宅に入居しようとする方
支援対象避難者	平成23年3月11日時点で福島県中通り及び浜通り(避難指示区域を除く)に居住していた方